

アピール（案）

いま、私たちが働く環境は、十分に整っていると言えるでしょうか。

力を尽くして働くことは、自分を高め、仲間とつながり、社会に貢献する尊い営みです。しかし、働き過ぎで心身をすり減らし、命を落とすようなことは、あってはなりません。長時間労働を是正し、過労死・過労自殺をなくして、ワーク・ライフ・バランスが確保された中で、誰もが、健やかに働き続けられる社会にしていかなければなりません。

パートタイム労働者や契約社員、派遣社員など非正規雇用で働くみなさんの処遇改善も、待ったなしの課題です。雇用形態の違いはあっても、仕事に対する思いや努力、貢献を真正面から受け止めて、不合理な格差を解消していかなければなりません。

去る4月6日、罰則付きの時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金に関する法整備が盛り込まれた、「働き方改革関連法案」が、国会に提出されました。しかし、この中には、長時間労働を助長しかねない「高度プロフェッショナル制度」の創設が含まれています。中小企業の施行日も1年延期されています。自動車運転者の上限時間の設定も、過労死防止の観点からは大きく外れています。

法案の国会審議は、これからです。本日の院内集会で紹介いただいた、民進党と希望の党、そして立憲民主党のそれぞれがつけられた対案には、パワーハラスメント防止対策や教員の長時間労働問題、同一労働同一賃金に関する法整備の実効性の確保など、持ち味を活かした考え方が数多く盛り込まれています。その根底にあるのは、「働く環境を良くしたい」という強い願いにほかなりません。

私たちは、2つの案を、「働く者のための働き方改革」の実現に向けた「政策パッケージ」と捉えます。そして、本日を皮切りに、連合フォーラムに結集した国会議員のみなさん一人ひとりと思いをひとつに取り組んで参ります。労働組合の有無にかかわらず、すべての働く仲間が安心して働くことのできる毎日を、さらに、健康と安全が育まれる社会を目指して、職場で、地域で、そして国会で、ともに力を合わせていきましょう。

2018年4月10日

連合フォーラム「働く者のための働き方改革を実現しよう」

4.10 院内集会